

平成 30 年度予算 IoT サービス創出支援事業 実施要領

本公募は、平成 30 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。委託先候補の決定や予算の執行は、平成 30 年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

1 背景及び目的

(1) 背景

IoT（※）／ビッグデータ／AI 時代においては、データの利活用の成否が、国際競争力の強化や社会的課題の解決のみならず、生産性の向上や成長分野への投資を通じた雇用の創出にとって、決定的に重要となる。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（H29. 6. 9 閣議決定）においては、「中長期的な成長を実現していくために、近年急激に起きている IoT、ビッグデータ、AI、ロボット、シェアリングエコノミー等の第四次産業革命の技術革新を、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する Society5.0 を世界に先駆けて実現する」ことが提言された。

このような IoT／ビッグデータ／AI の重要性に鑑み、総務省では、平成 27 年度補正予算、平成 28 年度第 2 次補正予算、平成 29 年度当初予算を活用し、地域発の先導的な IoT サービスの創出・展開を後押しする実証事業である「IoT サービス創出支援事業」を実施し、合計 34 件の事業を採択してきた。

（※）自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

(2) 目的

生活に身近な分野において、地域の課題解決に資する IoT サービスの実証を通じて、そのリファレンス（参照）モデル（※）を創出・展開するとともに、必要なルールの明確化等を行うこと。

（※）他地域において IoT サービスを展開する際に参照となるモデル。

2 委託事業の概要

(1) 公募する事業

地方公共団体、民間企業、大学、NPO 法人等から成る地域の主体が、生活に身近な分野において、地域の課題解決に資する IoT サービスの実証を通じて、そのリファレンス（参照）モデルを創出・展開するとともに、必要なルールの明確化等を行う事業。

(2) 提案事業の要件

- ① IoT サービスを活用して克服すべき地域課題を特定していること。
- ② 上記①の地域課題の解決に資する IoT サービスが新規性を有すること。
- ③ 上記①で設定された地域課題に関する現状と課題解決の成果が定量的に示されていること。
- ④ リファレンスモデルを構築するに当たって必要と考えられるルール（法令、条例、ガイドライン、規格等）の明確化等が行われること。
- ⑤ 実証事業終了後に、当該実証主体が事業を自立運営していくためのシナリオが明示されていると共に、他地域への普及展開に資するものとなっていること。

注：リファレンスモデルの構築及びルール整備のイメージは、過去の採択案件を参照すること。

(3) 対象分野

次に示す生活に身近な分野のいずれかを選択すること。

なお、これまでの本事業の成果や他の官民での取り組みを踏まえた上で、新規性を有し、次の課題例のような我が国の重要施策と関連する課題の解決に資する IoT サービスを公募する。ただし、上記 2. (2) の要件を満たしている IoT サービスであれば、これに限るものではない。また、複数分野を対象とすることも差し支えないが、主たる対象分野を 1 つ選択すること。

注：異なる複数の分野においてデータの相互連携・活用を行う場合は、その旨明示すること。

ア. 医療・福祉

今後更に少子高齢化の進行が予想される中で、高齢者や障害者等が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らし続けられる社会の実現や子どもの健全な育成の実現等に向けて、個々人のニーズに沿ったきめ細やかな医療・福祉サービスを提供する IoT サービス。

【解決する課題例】

- ・地域の医師・保健師不足への対応
- ・子どもを産み育てやすい環境作りへの対応
- ・生活困窮者問題への対応（フードバンク※等）
- ・ストレス問題への対応
- ・インバウンド増加に伴う外国人患者受入への対応 等

※フードバンク：食品企業の製造工程で発生する規格外品等、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（いわゆる食品ロス）を削減するために、これらを引き取り、生活困窮者や福祉施設等へ無料で提供する仕組み。

イ. 農林水産業

農林水産業就業者の減少や高齢化が進む一方で、経済連携協定（日 EU・EPA、TPP11）が進展する中で、生産性の向上に資する IoT サービス。

【解決する課題例】

- ・農林水産業の生産性向上のためのイノベーション
- ・農林水産業就業者の高齢化、担い手不足への対応
- ・農山漁村の活性化（「農泊」の推進、荒廃農地の発生防止・解消等） 等

ウ. 防災

火山の噴火や地震が多く、河川や海での事故が多発している我が国において、IoT センサー等を活用することにより、災害の発生予測、災害情報の迅速な把握・共有・伝達、発災時の被害最小化、被災者支援の高度化等に資する IoT サービス。

注：発生頻度が低い事象を対象にするものは、当該事象が発生しなかった場合の対応や、平時における活用についても提案に盛り込むこと。

【解決する課題例】

- ・ 人命救助の現場における救急・病院間の連携強化
- ・ 被災地・避難所に対する人的・物的支援の円滑化
- ・ ソーシャルメディアを用いた住民による情報を含めた多様な災害情報の収集・共有・分析・伝達の強化
- ・ 海や川における水難事故への対応 等

エ. 都市・家庭

都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、生活の利便性や快適性を向上させるとともに、人々が安心・安全に暮らせる街づくりを目的としたスマートシティや、家庭内の機器・ネットワークを通じて取得される生活情報等を活用するスマートホームの実現等に資する IoT サービス。

【解決する課題例】

- ・ 行政による住民サービスの効率化・高度化
- ・ 防犯対策
- ・ 廃棄物対策（食品ロス等）
- ・ 空き家等対策 等

オ. シェアリングエコノミー・地域ビジネス

地域の活性化に寄与することが期待されるシェアリングエコノミーや、中小企業の生産性向上等を促進する IoT サービス。

【解決する課題例】

- ・ IoT を活用した、シェアリングエコノミーのマッチングシステムの高度化
- ・ IoT を活用した、シェアリングエコノミーにより提供されるサービスの効率化
- ・ 地域の中小企業の生産性向上や働き方改革
- ・ 観光客の地域偏在への対応 等

カ. 教育

人生 100 年時代に対応し、一人ひとりが文教、スポーツ、文化芸術等について総合的かつ効果的に学ぶことができる環境創出に資する IoT サービス。

【解決する課題例】

- ・ 人生 100 年時代に対応した生涯学習（リカレント教育の活用）
- ・ 障害の特性、状態、生活実態等にきめ細かく配慮した障害者教育
- ・ 誰もが参画でき、楽しみながら熟達し、競技力強化につながるスポーツの実現
- ・ 伝統・文化教育（VR、デジタル技術等を活用した文化芸術体験等） 等

キ. 放送・コンテンツ

多様化する視聴者ニーズの的確な把握、多くの国民が慣れ親しんだテレビ受像器を通じたコミュニケーションの高度化、新たなコンテンツサービスの提供等に資する IoT サービス。

3 提案手続

(1) 提案者

地域の課題解決に取り組む、地方公共団体、民間企業、大学、NPO 法人等からなるコンソーシアム。

このコンソーシアムは、委託事業全体の取りまとめ等を行う代表機関及び委託事業全体を統括する実施責任者（プロジェクトリーダー）が定められていることとする（実施責任者は、委託事業の進捗管理等、委託事業全体を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする）。

(2) 委託金額

1 提案当たり 5 千万円以下とする。

(3) 応募資格

コンソーシアム内の各実施主体が、以下の者（以下「暴力団排除対象者」という。）に該当しないこと。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(4) 提案書様式

別紙 2 に従い作成し、提出すること。

(5) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A 4 版（様式自由）10 ページ以内で添付すること。

(6) 提出期限

平成 30 年 4 月 19 日 (木) 午後 5 時 (必着)

(郵送の場合は同日付け必着)

(7) 提出部数等

提案書及びその他の補足資料は、正本 (1 部) 及び電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 枚を提出すること。

(8) 提出先

本実施要領「11 実施要領に関する問合せ先」へ持参又は郵送により提出すること。なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。提出された提案書等の返却はしない。

4 委託先候補の選定及び採択

(1) 選定方法

外部有識者による書面審査及び必要に応じて行うヒアリングに基づき、委託先候補を選定する。ヒアリングの実施については、対象者に対し総務省より別途通知する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 選定のポイント

委託先候補の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。**特に、以下の①～③を重点的に評価する。**評価会での検討により選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。なお、次にあげた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

① 課題設定

ア 本事業で解決する地域課題が特定されているか。例えば、IoT サービスの技術的課題の解決のみを目的とするような実証事業はこれに該当しない。

イ 地域課題に関する現状について、統計等に基づいて定量的・適切に把握できているか。

② IoT サービスの有効性・新規性

ア ①で設定した地域課題の解決に資する IoT サービスとなっているか。

イ これまでの本事業の成果や他の官民での取組を踏まえた上で、新規性を有する IoT サービスとなっているか。

ウ 収集したデータの分析・活用に創意工夫が見られるか。

③ 目標設定

ア ①で設定した地域課題に対応する定量目標と定性目標が具体的に定められているか。

イ 設定された目標が、技術上・制度上実現可能なものとなっているか。

④ 明確化されるルール等

ア リファレンスモデルを構築するに当たって必要と考えられるルール(法令、条例、ガイドライン、規格等)の明確化等について、具体的に記載されているか。特にデータ利活用の促進につながるルールを挙げること。

⑤ 委託事業の実施体制

ア 実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組み立てられ、委託事業の確実な実施・運営が見込めるか。

イ PDCA サイクルを回す体制が確立しているか。

ウ 地域住民、コミュニティ、事業者等の産業界、地方公共団体がサポートする体制が構築され、地域が一体となったサポートが期待できるか。特に都道府県官民データ活用推進計画や市町村官民データ活用推進計画への位置付けがなされている場合は、その旨を記載する。

エ 各実施主体に、総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる能力があるか。

オ 各実施主体が、委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有しているか、かつ資金等について十分な管理能力を有しているか。

⑥ 委託事業の効率的かつ効果的な遂行等

ア 委託事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

イ 委託事業の実施に当たって、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)や提案者等が既に保有する資産(インフラ、システム、人材、知的財産等)を活用する等効率的な計画となっているか。

ウ 委託事業の成果の応用・展開に要する経費等(成果展開のみを目的とした学会発表に要する経費等)を自己負担として適切に計上(※)する等、実施主体に応分の負担が図られているか。

(※) 計上する自己負担額を提案書に明記すること。

エ 過去に ICT を活用した取組(国のプロジェクトとして指定、委託等を受けた他の事業等)を実施していた場合、その成果を活用しているか。

オ 同時期に、国の予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。

⑦ 委託事業終了後の自立運営及び普及展開の可能性

ア 実証終了後に、同事業を通じて構築したリファレンスモデル、得られた知見等を生かして、誰が、どのような IoT サービスを誰に提供し、どのように収益を得て自主的に運営することを想定しているかについて明記されているか。

イ 提案された事業について、他の地域・分野への普及展開に資するものになっているか。また、経済効果や費用対効果等、定量的な目標が示されているか。

ウ 実証終了後のルール等の整備主体・適用対象が明確に示されているか。

エ 実証終了後も、継続して PDCA サイクルを回していくことができるものとなっているか。

⑧ その他

以下のような提案主体独自のアピールポイントが盛り込まれているか。

例

- ・ 都道府県官民データ活用推進計画や市町村官民データ活用推進計画（以下【参考1】を参照）への位置付け（再掲）
- ・ 多様な分野の事業者が IoT システムの開発・検証を行うことができる国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）のテストベッド環境の活用（再掲）
注：活用に当たっては、以下【参考2】を参照の上、所定の手続を行うこととする。
- ・ NICT の新技術開発施設（IoT テストベッド）供用事業により整備されたテストベッド環境（以下【参考3】を参照）の活用（再掲）
- ・ ソフトウェアによるネットワーク制御技術（SDN、NFV 等）、低消費電力広域無線通信技術（Wi-SUN、LoRaWAN、NB-IoT 等）、ブロックチェーン（分散型台帳技術）など新たな情報通信技術の活用
- ・ 「異能ベーション」、「I-Challenge!」、「起業家甲子園」、「起業家万博」等で採択・表彰された人材及び技術の活用

【参考1】

- 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
<https://cio.go.jp/data-basis>
- 市町村官民データ活用推進計画
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20171010/sityousonhinagata.pdf>

【参考2】

- 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）
<http://www.nict.go.jp/index.html>
- 次世代通信網テストベッド（JGN） <http://www.jgn.nict.go.jp/index.html>
- 大規模エミュレーション基盤 StarBED
<http://starbed.nict.go.jp/index.html>
- 大規模オープンテストベッド JOSE (Japan-wide Orchestrated Smart/Sensor Environment)
<http://www.nict.go.jp/nrh/nwgn/jose.html>

【参考3】

- IoT テストベッド事業等への支援
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/iot_testbed_support/
- 「平成 28 年度 IoT テストベッド事業及び地域データセンター事業に係る助成金の交付決定」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000114.html
- 「平成 29 年度 IoT テストベッド事業及び地域データセンター事業に係る助成金の交付決定」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000125.html

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補であるコンソーシアムの代表機関に提案内容の遂行に支障がないかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から委託先候補に通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までには総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された委託事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官とコンソーシアムの代表機関の代表者が契約を締結することを原則とするが、必要に応じて契約の相手方を調整する場合がある。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで実施機関と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより速やかに支払われる。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税8%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。直接経費の内訳は別添1及び別添2のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

(3) 業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることは不可とする。また、暴力団排除対象者への再委託は不可とする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

① 再委託の金額が50万円を超えない場合

② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合

ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類

イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類

ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類

エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類

カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(4) 委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

7 報告及び評価

(1) 中間報告

受託者は、総務省に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書を提出しなければならない。中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の提出期限等の詳細は、別途指示する。

(2) 成果報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 事業内容
- ・ 開発・実証に係る設計書やデータ
- ・ 委託事業で活用した ICT システムの検証結果（定量的評価を含む。）
- ・ 明確化された課題及びその解決策
- ・ 収支報告
- ・ 委託事業終了後の事業計画、運営体制、資金計画（ランニングコストの負担方法及びその費用負担者）
- ・ 開発・実証成果の実用化・普及展開に係る計画 等

成果報告書をもとに、総務省において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

成果報告書の提出期限は、委託契約期間終了日とする。

提出部数は、正本（1部）と、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚を合わせて提出する。

提出先は、本実施要領「11 実施要領に関する問合せ先」へ持参又は郵送により提出する。提出された成果報告書の返却はしない。

(3) 事後報告

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 平成 30 年 5～6 月頃： 評価会開催、委託先候補の決定
- ・ 平成 30 年 7 月頃： 契約条件の調整、委託契約の締結
- ・ 平成 30 年 11 月末頃： 中間報告書の提出
- ・ 平成 31 年 3 月頃： 成果報告書の提出

9 委託費の適正な執行について

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

10 その他

(1) 知的財産権の帰属

実証期間中に知的財産権が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、一定の条件の下で所定の手続きにより、当該知的財産権を受託者側に帰属させることが可能である。

(2) 新たに取り決めを行うべき事項

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

11 実施要領に関する問合せ先

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課（担当：長坂補佐、田口主査、加藤官）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館11階

電話： 03-5253-5748

FAX： 03-5253-5752

E-mail： iot-sosyutsu-h30_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際には、「@」に変更してください。

委託費（直接経費）の範囲

大分類	中分類	説明
Ⅰ. 物品費	1. 設備備品費	委託事業の実施に直接必要な物品に係る経費。
	1. 製作又は購入の場合	委託事業の実施に直接必要な物品（取得単価が 10 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
	2. リース・レンタルの場合	委託事業の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）。
	2. 消耗品費	委託事業の実施に直接必要な物品（取得単価が 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
Ⅱ. 人件費・謝金	1. 人件費	実施計画書に登録されている、委託事業に直接従事する委託事業担当者等の人件費（原則として、本給、賞与、諸手当（福利厚生に係るものを除く））。
	1. 実証担当者費	委託事業に直接従事する実証担当者の人件費。
	2. 実証補助者費	委託事業に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（福利厚生に係る経費を除く）。
	2. 謝金	委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する委員等（講演依頼を行う外部講師を含む）への謝金。又は個人による役務の提供等への謝金。
Ⅲ. 旅費	1. 旅費	委託事業の実施に直接必要となる出張等での、実証担当者の旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費等であって、委託先の旅費規程等により算定された経費。
	2. 委員等旅費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要した委員等旅費（交通費、日当、宿泊費）であって、委員会で定めた委員等旅費規定等により算定された経費。加えて、委員会の委員が委託事業の実施に直接必要な調査に要する、旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費、その他経費等の委員調査費であって、委員会で定めた委員等旅費規定等により算定された経費。

IV. その他	1.外注費(業務請負費(ソフトウェア外注費含む)、保守費、改造修理費)	委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費(業務請負費(ソフトウェア外注費含む)、保守費及び改造修理費)。
	2.印刷製本費	委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。
	3.会議費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
	4.通信運搬費(通信費、機械装置等運送費)	委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	5.光熱水料	委託事業の実施に直接使用する機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6.その他(諸経費)(設備施設料、その他特別費等)	委託事業の実施に直接必要な設備、施設使用等に要する経費。また、委託事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
	7.消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して不課税、非課税又は免税取引となる経費の消費税率に相当する額。
V. 一般管理費	一般管理費	I～IVの直接経費(消費税及び消費税相当額含む)に一般管理費率(10%以下)を乗じた額。

直接経費として認められない経費

*直接経費は、当該実証事業に直接必要な経費に限り、例えば、次の経費については、原則、計上の対象外となる。

- ① 委託先が負担する経費振込手数料
- ② 委託先の検査に係る経費
- ③ 経理事務に従事する場合の person 費、及び経理事務のために発生した経費
- ④ 総務省及び事業管理支援法人との委託事業に直接係わらない事務的な打合せに係る経費
- ⑤ 総務省及び事業管理支援法人の検査を受検するために要する旅費
- ⑥ 知的財産の管理に係る経費
- ⑦ 事務スペース、共用スペース等の委託業務に直接使用しているとはいえないスペースの賃借料等、維持管理費用（ただし、共同研究試験装置や委託先の施設について、専用に使用するスペースであり、委託先の規程等により使用料が定められている場合には、委託先が定める使用規程等に基づき費用を「Ⅳ-6. その他（諸経費）設備施設料」に計上してもよい。）
- ⑧ 学会年会費、為替差損に係る経費等
- ⑨ 実証担当者等が事務用品等として間接的に用いる一般事務用品や消耗品の類（例えば、コピー機、コピー機のトナー、プリンタ、プリンタのインクカートリッジ、印刷用紙や文房具等の事務用品、机等の事務機器、一般書籍、新聞、雑誌等。）